平成２１年（フ）第６０３号
鹿児島県いちき串木野市大里5133番地６
債務者　田口　千明
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６３０号
鹿児島県鹿児島市紫原５丁目18番25号
債務者　四元　浩然
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６３１号
鹿児島県鹿児島市紫原１丁目４番59―45号
債務者　髙月　陽子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６７５号
鹿児島県鹿児島市山之口町７番12号高岡マンション301号
債務者　佐藤　智子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２０年（フ）第５９４号
沖縄県島尻郡南風原町字新川230番地の９
債務者　黒川　洋子（旧姓宮里）
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３０９号
沖縄県浦添市沢岷１丁目46番２―306号　サンハイツ上沢Ⅰ
債務者　金城　憲彦
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３１０号
沖縄県浦添市沢岷１丁目46番２―306号　サンハイツ上沢Ⅰ
債務者　喜納ハルミ
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２１７号
北海道小樽市緑２丁目16番16号、前住所北海道小樽市入船２丁目22番15号
債務者　坂井　慶子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２１９号
北海道小樽市高島５丁目９番413号
債務者　太田　福代
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第７７号
岩手県花巻市大迫町内川目15地割25番地
債務者　藤原　敬一
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第８３号
岩手県花巻市下幅23番15号
債務者　牛崎　忠典
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第１０８号
岩手県北上市村崎野10地割４番地15
債務者　斉藤　　修
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第１１９号
岩手県北上市村崎野14―470―58　サンホワイト旭ヶ丘Ｂ―２、住民票上の住所岩手県北上市上江釣子13地割145番地６
債務者　佐々木良夫
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第１１８号
秋田県北秋田市鷹巣字西上綱11番地１　コートロイヤル109号、前住所宮城県大崎市古川福沼１丁目23番10号　リーブ１―207号
債務者　木村　泰基
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第１６５号
茨城県日立市会瀬町３丁目２番５号
債務者　海野かつ子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１７１号
茨城県日立市小木津町１丁目４番５―301号
債務者　青木ひとみ（旧姓豊田）
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第２７８号
茨城県土浦市真鍋新町５―９　ロイヤルハウス105号室、住民票上の住所茨城県笠間市大渕1807番地４
債務者　稲見　真紀
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

第明治三十三種郵便物認可